

連合北海道札幌地区連合会／北海道労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2025 年 10 月の相談状況

1. 2025 年 10 月相談概況

資料－1 「2025 年 雇用形態別相談者数 月別集計」

資料－2 「2025 年 9 月相談件数（雇用形態別）」

項目 年月	相談者（人）	相談件数（件）	一人当たり 相談件数（件）
2025 年 10 月	47 人	74 件	1.57 件
2025 年 9 月	56 人	80 件	1.43 件
2024 年 10 月	44 人	82 件	1.86 件

（1）相談者数及び相談件数の推移

資料-1 「2025 年 雇用形態別相談者数 月別集計」

資料-2 「2025 年 10 月相談件数（雇用形態別）」

資料-3 「2025 年 10 月相談者数（雇用形態・男女・業種別）」

資料-4 「2025 年 業種別相談者数 月別集計」

資料-5 「2025 年 10 月相談件数（業種別）」

資料-6 「相談動向グラフ」

① 2025 年 10 月期の相談者数は 47 名（メール相談含む）、相談件数は 74 件でした。

対前月比で相談者数は-9 名、相談件数は-6 件となりました。また前年同月期と比較しても微減となりました。

② 男女別割合では、男性 23 名（48.9%）、女性 24 名（51.1%）となりました。

③ 年代別には各年代とも概ね均等に推移しています。

④ 相談ダイヤルの周知媒体としてはインターネット検索がどの年代においても多い傾向です。

⑤ 業種別の相談者数は業種としては「卸・小売・飲食業」「社会福祉・介護業」「その他サービス業」の業種が多くなっています。

※参考 1 【雇用形態別・男女別 相談者数】（単位：人）

正社員		契約社員		パート		アルバイト		嘱託		季節		派遣		求職者・他		男女計		総計
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
15	10		3		3	3	5					1	2	4	1	23	24	47

⑥ 相談件数は全体で 74 件。男性・女性共に 37 件となりました。

⑦ 相談項目内容の特徴は、「差別等」「労働契約関係」「賃金関係」で計 43 件（58.1%）となりました。

※参考 2 【相談項目内容：雇用形態・男女別一覧】

相談項目	正社員		契約		パート		アルバイト		嘱託		季節		派遣		求職者 他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
組合	2																2	0
契約	6	3											1				6	4
賃金	4	7					2	2							1		7	9
時間	3	4				2		1							2		5	7
雇用	2			2			1	1							1		4	3
退職																	0	0
保険	1												1				2	0
安全	1	2						1									1	3
差別	6	3		3		2	1						1		1		7	10
その他	1												1		2		3	1
合計	26	19	0	5	0	4	4	5	0	0	0	0	1	3	6	1	37	37

(2) 業種別相談状況について

資料-2 「2025 年 10 月相談件数（雇用形態別）」

資料-5 「2025 年 10 月相談件数（業種別）」

業種別相談状況では「卸・小売・飲食業」「その他サービス業」「社会福祉・介護業」で合計 34 件（全体比 45.9%）と突出しています。

(3) 違法相談について

資料-7 「2025 年 10 月 違法相談件数（業種別）」

資料-8 「2025 年 10 月 違法件数（相談項目・雇用形態別）」

資料-9 「2025 年・月別集計 違法件数（相談項目別）」

- ① 相談者 47 から寄せられた相談件数 74 件のうち、28 件が違法と判断される案件でした。相談件数全体の 45.9%となっています。

※参考 3 【違法件数：業種別一覧】

業種	違法相談件数	10 月期相談件数	違法率
農林水産業	－	－	－ %
鉱業・砕石業	－	－	－ %
建設・設計・重機業	－	－	－ %
食品製造業	－	－	－ %
その他製造業	－	1	－ %
エネルギー・水道業	3	3	100.0 %
通信・報道・IT 業	－	2	－ %
交通業	－	－	－ %
陸運・倉庫業	2	2	100.0 %
卸・小売・飲食業	9	13	69.2 %
商品斡旋・リース業	－	－	－ %
金融・保険業	－	－	－ %
不動産業	－	－	－ %

医療・保健・医薬品業	－	5	－ %
社会福祉・介護業	3	10	30.0 %
ビル管理・警備業	－	－	－ %
労働派遣業	－	－	－ %
教育・学習支援業	－	－	－ %
会計・行政・法律事務所	－	－	－ %
宿泊・娯楽業	－	1	－ %
複合サービス業	－	－	－ %
その他サービス業	6	11	54.5 %
廃棄物処理業	－	－	－ %
工務・公共サービス	－	－	－ %
分類不能・その他	11	26	42.3 %
合計	34	74	45.9 %

③違法件数の雇用業態別では、「正社員：男性」「正社員：女性」に集中した傾向となりました。

④違法相談項目別では「賃金関係」「労働時間関係」「労働契約関係」に多く見られました。

※参考 4【相談項目別違法件数一覧】

相談項目	10月期 相談件数 (A)	10月期 違法相談件数 (B)	違法率 (B/A)	違法件数の 構成比
労働組合関係	2	－	－ %	－ %
労働契約関係	10	7	70.0 %	20.6 %
賃金関係	16	14	87.5 %	41.2 %
労働時間関係	12	8	66.7 %	23.5 %
雇用関係	7	－	－ %	－ %
退職関係	－	－	－ %	－ %
保険・税	2	1	50.0 %	2.9 %
安全衛生	4	－	－ %	－ %
差別等	17	3	17.6 %	8.8 %
その他	4	1	25.0 %	2.9 %
合計	74	34	45.9 %	100.0 %

(5) 2025年10月度の主な相談事例

Cace:1<セクハラ被害>

女性：20代：派遣店員

- 温泉街にある飲食店に派遣で勤務している。毎日、総菜の納入している業者の男性から幾度となく飲みに誘われている。
- その男性の後輩も同席するとの条件で薄野に飲みに行くことになった。自宅から遠かったのでビジネスホテルの予約を取っていたが、その男性もホテルの部屋に入ってきて乱暴されそうになった。激しく抵抗し難を逃れた。同僚に相談したら「その男性は以前から他の女性にも頻繁に誘っていた」とのこと。今後、どのように対応したらいいですか。

Ans:

1. 決してあなたは悪くありません。
2. 不同意性交等罪の未遂事件にあたる案件です。犯罪です。未遂であっても逮捕・起訴される可能性はあります。有罪判決が出ると実刑にまで及ぶほどの深刻な事件です。
3. まずは派遣元の会社担当者に事実を伝えることをお勧めします。
4. そして、派遣先と連携してもらい、取引先業者にその男性を処分してもらうことです。
5. 派遣社員なので、念のため「労働局需給調整事業部 <011-738-1015>」を紹介しアドバイスしてもらうことも伝える。

Case : 2 <残業問題>

女性 : 20 歳代 : 保育士

1. 市内保育園に勤務。「残業時間は 1 時間からしか認めない」と上司から言われました。
2. 「おかしい！」と伝えましたが、とにかく認めないと言われました。
3. 今後、どのようにしたらいいですか。

Ans:

1. まず、記録を残してください。日々の勤務開始時間・終了時間を客観的に記録（メモやスマホアプリなど）します。
2. 次に就業規則・労働契約書に残業に関する規定がどうなっているかを確認してください。「1 時間未満は切り捨て」等の明記があるかを確認します。法的には 1 分単位での支払いが必要です。（労基法第 24 条）
3. そのうえで、上司に改善の余地がない場合、記録や就業規則等、残業代に支払い調書などを持参し、最寄りの労働基準監督に相談してください。

Case:3 <オーナーの喫煙>

女性 : 10 歳代 : コンビニアルバイト

1. コンビニ店内での問題です。
2. 店舗控室でオーナーが加熱式煙草を平気ですっています。
3. 控室は窓もなく換気ができなくてスタッフの受動喫煙がとても心配です。
4. 法律的には屋内喫煙と定められているのを踏まえてどうしたら良いでしょうか

Ans:

1. コンビニの本部に「店舗の控室にて、オーナーが加熱式煙草を吸っています。換気もなくスタッフの健康への影響が懸念されます。健康増進法により屋内喫煙と理解しています。そのうえでご指導・ご通達をお願いいたします。」といった内容を訴えてはいかがでしょうか

Cace:4 <組合結成>

男性：30代：歯科医師

1. 市内近郊の歯科医院に勤務しています。職員15名、歯科医3名が在籍している職場です。
2. 歯科医の一人である60代の院長の繰り返しのパワハラに悩まされています。
3. 患者の前での大声での叱責などは日常的で職場環境は悪化しています。
4. 院長の家族に相談しても改善されません。医院には顧問弁護士や社会保険労務士もいません。そのため、労組結成を検討しており、10数名の賛同は得ています。今後の進め方をアドバイスください。

Ans:

1. 単独での組合づくりは結成後の交渉においてトラブルが発生するケースもあります。
2. 上部団体に関わってもらうことが望ましいと指導したところ時間を取って改めて連絡をいただくトトとなりました

北海道労働相談センターには様々な困った事案についての相談があります。

一人で解決するにはハードルが高い問題もあります。仲間づくりをして組合を結成し解決していく方法もあります。少しでも不合理な処遇・待遇を感じ、働きづらいつと感じたら「おかしい」と声に出し、社会を変えていくくらいの自覚をもつことも必要です。

一人で悩む前にまず北海道労働相談センター『0120-154-052』にご相談ください。